

## ▶長期住所不明組合員名簿整理のお知らせ

定款第10条第2項にもとづき、一定期間住所が不明の組合員について、名簿の整理（脱退手続き）を行います。

[名簿整理の対象者] 2016年3月31日以前に住所不明組合員として登録され、その後も不明である組合員

[名簿整理の実施日] 2018年3月31日（土）

[名簿閲覧日] 2018年2月6日（火）から3月6日（火）の間、対象者の名簿を、医療生協さいたまの病院・診療所・老人保健施設および本部で閲覧できるようにします。

※閲覧は組合員に限られます。希望する方は、組合員証の提示をお願いします。

名簿は適切に保管し、閲覧期間が終了した時点で破棄します。

※再加入手続きについて：名簿整理による脱退手続き後、住所を確認できた方は、組合員として再加入手続きを行います。

※出資金持ち高通知が届かないなど、お心当たりのある方は、最寄りの事業所もしくは本部事務局（☎048-294-6111）にお問い合わせください。